

# 大阪の部落史 通信 3

発行 大阪の部落史委員会  
〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

### 主な記事

- 今後の基本方向.....(1)
- 史料収集の動き.....(1)
- 資料紹介 / 『福原家文書』  
    嶋村関係資料①.....(3)
- 府連大会の議案書を読む.....(5)
- 各地区の部落史研究～向野.....(7)
- 図書紹介～『被差別部落の民俗伝承』.....(8)

## 「今後の基本方向、確認」

### ——第四次企画委員会——

九月二三日、第四回大阪の部落史企画委員会が部落解放センターにて開催され、この間、古代・中世、近世、近現代と時代別ごとに開かれてきた打ち合わせの意見を集約し、今後の取組みについての基本方向が確認された。その主な内容は、以下の通りである。

第一には、全一〇巻で発刊予定の本文編と史料編の基本的な目次（第一次案）とその執筆担当者（案）が確認された。本文編の目次や執筆者は、今後の史料収集の状況によりさらに検討されていくことや、叙述内容は、大阪府域の事柄に絞り込むようにしていくこととなった。発刊が先行する史料編の基本構成は、古代・中世が編年となるが、近世、近現代は、時期的↓テーマ別↓小テーマ別↓編年としていくこととなった。

「諸国記」については、閲覧複写の御承諾を、七月二十八日にいただいた。これを受けて、以下の史料中の部落史関係の記述を見ていく作業を現在進めている。

## 史料収集の動き

### 本願寺史料研究所蔵「諸国記」

浄土真宗本願寺派所蔵のいわゆる

「諸国記」について、閲覧複写の御承諾を、七月二十八日にいただいた。

これを受けて、以下の史料中の部落史関係の記述を見ていく作業を現在進めている。

長御殿 河内国諸記 安永七〜文政

一三（四冊） 天保二〜嘉永六

（四冊）

長御殿 摂津国諸記 安永七〜文化

七（三冊） 文化七〜嘉永六（一〇冊）

長御殿 和泉国諸記 安政八〜嘉永

六（六冊）

長御殿 大坂諸記 寛政三〜嘉永三

（四四冊）

長御殿 堺諸記 文化二〜安政五

（一九冊）

長御殿 大坂堺書状留 正徳四〜寛

政二（七二冊）

留役所 大坂諸記 弘化五〜明治四

（九六冊）

第二に、具体的発刊予定として、史料編を一九八八年度より「戦後編」↓「近代編」↓「古代・中世」↓「近



留役所 撰津諸記 天保二〜明治四

(八〇冊)

留役所 和泉諸記 天保二〜明治四

(二二冊)

留役所 河内諸記 天保二〜明治四

(四七冊)

留役所 堺諸記 弘化五〜嘉永七

(一三冊)

留役所 上方 弘化五〜明治四 (六

九冊)

諸国江遺書状留 寛文一〇〜元禄四

(二冊) 元禄五〜安永七 (三三冊)

八尾市柴屋文書

七月二日、森田康夫（樟蔭東女子短大）さんと辻村輝夫さんの御尽力と、八尾市で近世より明治前半頃まで膠製造業を営んでこられた柴屋さんの御理解をえて、古文書をお借りし、マイクロフィルム約五一〇〇コマに収録することができた。

天保二（一八三一）年〜明治四三

（一九一〇）年にかけての帳面類（取引勘定の大福帳など）からは多種の膠の銘柄とその価格、数量、取引条件（定価よりの割引き販売）、広範囲にわたる取引先などがわかり、取引の様子を知ることができる貴重なもの

のである。

また、約二〇通の奉公人請状（安政三・一八五六年〜明治一三・一八八〇年）からは、村内以外に府下の新堂村・西郡村をはじめ、奈良の小林村、大嶋村、兵庫の花田村といった奉公人の出身地を知ることができる。

この他、借用証文、香尊覚帳、死去入用帳といったまとまった史料の外にも、柴屋伊右衛門に宛てた「火葬之灰を田畑に差入れた件に関する詫状」（嘉永二・一八四八）などもあり、当時の人々の生活をうかがい知ることができる。

柴屋文書の一部



和泉「達田良善」文書

達田良善さんは、被差別部落・南王子村に生まれ、その村を起点に全国を芸能遍歴し、その村で生涯を終えた。中世の賤民芸説教の流れを汲む最後の人と言われている。

その達田良善さんが遺した説教の台本は『親鸞聖人御一代記』など一〇五冊、加えて彼は一九一九（大正八）年から一九六二（昭和三七）年までの、四三冊に及ぶ刻明精細な日記を書き残している。それは民俗学・芸能史・歴史学・部落問題研究の貴重な資料である。現在、和泉市立部落解放総合センターに保管されているが、関係者の御了解を得て、部落解放研究所伝承文化部会のメンバーが当面、日記と説教台本の「解説」と達田良善さんの関係者よりの

達田良善さんの日記の一部



聞き取りを進めていくことになっている。

寄贈図書一覧

- ・東大阪市史資料目録第1集（東大阪市）
- ・山沢家文書目録（補遺）（東大阪市）
- ・箕面市地域史料目録集1〜22（箕面市）

- ・撰津国島上郡富田村好田吉有衛門旧蔵文書目録（高槻市史史料目録第14号）（高槻市）

- ・神崎郡部落史文書目録第1集（大河内神崎郡大河内町教育委員会）
- ・大阪府立岸和田高校和漢書目録（慶應義塾大学附属研究所所道文庫）



史料紹介

「福原家文書」 嶋村関係資料について(一)

近藤 孝敏 (貝塚市郷土資料室)

2、嶋村関係史料の概要

るよう思う。

1、「福原家文書」嶋村関係資料について

一九九三年三月、貝塚市教育委員会は『和泉国南郡福田村福原家文書目録』(和歌山大学藤本清二郎監修)を刊行した。

この文書群は和泉の太閤検地に関連した資料が含まれていたため、昭和三〇年代に刊行された『貝塚市史』や宮川満氏の『太閤検地論』等に既に歴史学会では従来からよく知られていた。しかしこれまで文書群の悉皆的調査は行われておらず、従って今回の目録刊行によって初めて福原家文書約二万点の全貌が明らかになり、その近世地方史料としての豊富さと重要性が改めて学会・研究者に紹介されることとなったのである。

とりわけこの文書群が関心を呼んだのは、近代に「部落」とされた東地区のルーツ、「嶋村」(かわた村)の関連史料が文書群全体の約十分の一にあたる二千点あまりの量を占めていたことで(表1参照)、目録刊行

を契機にして、いわゆる「部落史」の研究者各位や地元で長年にわたって部落問題の解決に取り組んでこられた諸氏の注目と興味を引くこととなった。

ひるがえって目録作成の前提となる福原家文書調査が着手された当初、文書群が貝塚市教育委員会に借り受けられ、予備調査が開始された一九八八年八月前後には、既に市教委文化財担当者や調査に参加した関

表1 分類別内訳

I (福田村関係)	11,669点 (54.8%)
II (嶋村関係)	2,113点 (9.9%)
III (七人庄屋格等)	988点 (4.6%)
IV (福原家関係)	1,413点 (6.6%)
V (近代)	155点 (0.7%)
未分類	4,947点 (23.2%)
総計	21,285点 (100.0%)

※少数点以下は四捨五入したので、実数とは必ずしも合わない

西大学若手研究者によって、この文書群に大量の嶋村関係文書が存在することが確認されていた(第一次調査)。それに引き続き翌年七月の京都大学教授朝尾直弘氏(当時)を中心とする京大古文書合宿では、その重要性に鑑みて専門研究者の参加の下に慎重な調査・検討が行われた(第二次調査)。

しかし、上記の調査が短期間に行われる合宿形式の古文書調査であったために、文書群全体にわたる整理作業とはなりえず、従って古文書の保存と今後の活用を展望する長期間の調査・整理をめざし、以降、藤本氏を責任者とする若手研究者のチームが結集して事業を継承し、目録刊行まで地道な作業を継続したのである(第三次調査)。

以上のように見てくると、福原家文書なかならず嶋村関係史料を世に送り出すため、いかに多くの研究者が関わり、また膨大な時間と労力が費やされたかが、分かっていただ

さて、こうして世に送り出された福原家文書であるが、前述したように判明しただけでも、二千点あまりに及ぶ古文書が残されている(しかもこの数字は、損傷などでひらくことのできないものを含め、約五千点の未分類文書を除いたものなので、実際には二千五百点を上回る史料が嶋村に関係するものと予想される)。

こうした同文書内の大量の嶋村関係史料群は、天文年間の売券四通に「鳥羽森嶋」「麻生嶋」として嶋村が初見し、中近世移行期の具体的様相を知る上で貴重な史料といえる熊取の中家文書(『熊取町史』史料編I・II)とともに、嶋村の歴史を説明する重要な手がかりといえよう。

嶋村の幕藩体制下における支配形態や村落のありようについては、現在精力的に研究を進めておられる藤本氏のお仕事にお任せするとして(同氏『目録』解説、「畿内藩領賤民制の構造」『史学研究』二〇五、一九九四年)、『近世かわた村の政治形態―泉州麻生嶋村の文書形式の分析―』(一九九五年)など、ここでは嶋村関係史料の基本的な特徴・性格



表2 年代別点数一覧(目録掲載分)

年代	文書点数	パーセント
～1620	15	0.1
1621～1640	15	0.1
1641～1660	35	0.2
1661～1680	142	0.9
1681～1700	330	2.0
1701～1720	344	2.1
1721～1740	416	2.6
1741～1760	519	3.2
1761～1780	815	5.0
1781～1800	1,569	9.6
1801～1820	1,330	8.1
1821～1840	2,025	12.4
1841～1860	1,606	9.8
1861～	723	4.4
年代不明	6,454	39.5
計	16,338	100.0

について若干触れておこう。

まず年代的に見ると現在、表2のように福原家文書には江戸初頭から幕末に至るまでほぼ近世全時代にわたって文書が残されている。これに比して嶋村関係文書の方は近世前半のものはほとんどなく、元禄以降に質量ともに豊富に残されているようである(その点、あるいは孫左衛門家の嶋村支配に変化が生じているのであろうか、現在のところ、その原因が明確ではない)。

次いで「独立村」である嶋村の文書が何故、隣村の百姓村である福田村の庄屋・孫左衛門家に残されているのかについてであるが、岸和田藩の領内かわた支配政策の一環で嶋村が自立的な行政執行権を奪われ、福田村庄屋孫左衛門の管理下に置かれたために、上申・下達文書のほとんど

どが孫左衛門を介して伝達され、また起案されたことよって嶋村の公的な行政文書のほとんどは、孫左衛門に写しとられ、集積されることとなったのである。その

点については、すでに藤本氏が他のかわた村の本郷庄屋支配等と比較して「預り支配」という概念を提唱され、嶋村の政治・行政支配の特徴を具体的に明らかにされたところである(前掲論文など)。こうした行政システムに基づく文書の集積によって、我々は嶋村のかわた役儀(城中掃除・羽綱上納・行刑)負担から草場のあり方、年貢上納、村役人の任免、宗旨・人別関係に至る様々な側面にわたって貴重なデータを得ることができるのである。

たとえば、もともと一反の屋敷地に一〇数軒があつたにすぎないと推定される小集落の嶋村の人口が、近世中頃まで徐々に増加して、一八〇〇年頃には一一〇軒余・四五〇人前後となり、一八三〇年頃には一七七軒・七二〇人前後に激増することが、

これまでの史料の検討で判明している。古くてなお現在も新しい問題をはらむ近世かわた人口増加という事実も、この史料群の分析を通じて新しい事例を加えることができたといえよう。

かつて一〇数年前に刊行された『島村の歴史と生活』(東の歴史を掘り起こす会編、一九八二年)が近世初頭の検地帳や奥田家文書に残されたわずかな史料に基づいて推定してきた嶋村の近世の様相をより広範囲にかつ具体的に明らかにすることができるのである。

その意味では、既に『新修 大阪の部落史』上巻でも執筆者の中尾健次・のびしようじ両氏が取り上げているように、福原家文書の可能性はなおさらに大きいものといえよう。

### 3、嶋村関係史料の保存・公開・活用

福原家文書は現在、所蔵者の福原式氏の御協力によって貝塚市民図書館二階の郷土資料室でお預かりし、年次計画で整理・保管順にマイクロフィルム撮影を継続しながら、研究者・市民に対して閲覧公開を行っている。もちろん原本は、各史料をそれぞれ中性紙の封筒に入れ史料保存を最優先とし、閲覧の際には原則とし

て複製の写真帳を使ってもらっている。とくに要望の多い嶋村関係史料は、別途「目録」の通し番号順に写真帳を作成し閲覧の便宜を図っている。既に井上秀和氏が本通信①で紹介されているように(各地区の部落史研究・東の歴史と生活を掘り起こす会)、目録刊行と文書公開にともなう地元の気運が盛り上がり、長年地道な東の歴史究明に実績のある「掘り起こし会」も再結成され活発な活動を展開してきている。

また福原家文書には岸和田藩領内の他のかわた村(「下皮多三ヶ村」＝鶴原・下瓦屋・樽井)支配にも関連した史料が残されているため、同文書を利用した部落の歴史掘り起こし作業は、市域を越えて泉南地域に広がりをみせつつある。鶴原東の歴史編集委員会の努力によって編集がされた「鶴原東の歴史」(「鶴原東の歩み」所収、一九九五年)もその例のひとつといえよう。

今後の更なる研究の深化と地元での歴史掘り起こし運動が活発に展開されることを求められている。より一層の各位の奮闘と、そしてこれまでの枠を越えた共同作業と交流に根ざした地域固有の歴史の解明が大きく前進することを切に期待したい。



史料紹介

「身分と階級」の論争の奥にあったもの

大阪府連大会の議案書を読む

渡辺 俊雄 (部落解放研究所)

本の収奪に差別の原因を求めて憲法によって保障されている基本的人権を守る権利擁護の闘いとして発展させるという立場の二つの立場の対立があり、後者の立場こそ肝要だとしている。

◆「部落民」は抽象的か

運動史の研究が中央本部や大阪府連の運動方針書だけでされる時代はもう過ぎていくという指摘は、その通りであろう。しかし新しい問題意識で方針書を読み直してみると、これまで読み飛ばしていた箇所が気になったりすることもある。

一九六三年の『第十一回府連大会一般活動方針書(案)』に、次のような記述がある。

① 部落民という抽象的な人間は存在しない。部落の労働者、農民、勤労市民、青年、婦人、子供の無権利状態が日本の各階層の権利を弱める重石となっており、部落大衆の生活と権利を政治、行政で保障させる闘いは、国民に憲法通りの生活と権利を保障させる最も普遍的な闘いなのである。(七七頁)

② 行政闘争の項で述べたように、抽象的な部落民というものはなく、

日本の労働者、農民、勤労市民、商工業者、青年、婦人、児童等の中で最も弱い無権利な状態に置かれているのが部落の夫々の階層の人々である。そして夫々の階層別運動は即階級闘争や革命運動ではなくて、各階層の日常利益を擁護する大衆運動である。(八四頁)

◆身分か階級か

従来、水平社の時代を含めて部落問題の「本質」をめぐる論争は「身分と階級」というキーワードをめぐるってなされてきたと理解されてきた。その場合「身分」とは部落解放運動の独自の意義を認める立場であり、「階級」とは一般的な社会運動・政治運動への解消を基本とする立場と、とりあえずは整理できよう。

事実、大阪府連の議案書を見ても、運動方針はたえず揺れている。一九五七年の大阪府連第六回大会は、戦後大阪の解放運動の歴史のなかで、それまでの同促協依存の運動を自己

批判し、大衆運動路線を提起し、その後の解放運動の発展をもたらす契機となった。しかし運動方針全体の基調は、明らかに共産党の影響と思われる統一戦線、階級闘争への解消論だった。

例えば討議資料は、過去二年間の府連内部における路線上の対立・論争の例として一九五六年の参議院議員選挙を上げているが、北原泰作が立候補しながら敗北した原因の最も主たる点として、「部落内部に於ける階層の分化と、それらの人々の意識水準を十分に理解することが出来ず、身分差別にたより切った共通感情だけで、部落民の中からただ一人の候補者であるから、たのむといった式の選挙」に求められるとしている。

また浅香の地下鉄車庫設置反対闘争では、一切の不利な条件の根柢を身分差別に求めて身分差別一本にしぼって反対闘争を闘おうとする「身分第一主義」の立場と、独占資

◆身分の強調

もつとも、第六回大会は、階級ばかりを強調して解消論を唱えていたわけではない。同促協についても「同促協自身、改善事業の実施面に対しては殆んど無力であり、目的意識的に取り込まれていない」とし、その意義を否定するのではなく、役割を限定する方向を考えていた。

一九五九年の第七回府連大会では、「部落に生起している諸々の現状要求はすべて行政の疎外におかれている結果」であるとして、差別行政の撤廃がこれまでになく強調された。一九六〇年の第八回府連大会でも、行政闘争という言葉は使われていないものの住宅獲得闘争を始めとする闘いの重要性が指摘され、とくに教育闘争のなかでは「部落を含む学校ほど」とか「部落の子供は」「この教育闘争が・・・府下六十四部落二十万兄弟の闘いへと発展させなければならぬ」と、解放運動として



の独自性を強調していた。  
一九六一年の第九回大会では、秋に予定されていた国策樹立請願の運動を成功させ、大衆的な組織を実現すること、部落解放同盟は身分組織であり、階級組織ではないことを強調していた。部落解放運動が、部落差別を克服する独自の大衆運動として発展する可能性があった。

### ◆階級の強調

府連大会の活動方針書を読む限り、一九六二年の第一〇回府連大会以降は階級問題を強調する路線へと、より露骨に転換していく。

まず「共同闘争・統一戦線を前進させるために、部落解放同盟のはたす役割はきわめて大きい」と過大な期待を負わせ、部落解放の展望については「アメリカ帝国主義に従属した日本独占資本とその代弁者である池田自民党内閣」(以上、第一〇回府連大会)との闘いが強調される。具体的な差別事件(糾弾闘争)については、「差別糾弾闘争は・・・行政闘争に発展させるためのテコにすぎない」と明らかに軽視し、「行政闘争こそ第一義的に重要である」といかなるにも重視しているかのようでありながら、その行政闘争は「国民に憲法

通りの生活と権利を保障させる最も普遍的な闘い」「行政責任を明確にし、反動的分裂政策を粉砕させねばならない」と、部落差別との闘いという観点をほとんど放棄してしまふ。具体的には、これまでの部落内部の要求別組織を基礎にした運動を、部落内外を問わない一般的な階級別組織を基礎にした運動に発展させなければならぬとし、部落解放同盟を「部落内の統一戦線組織」(以上、第一一回府連大会)と位置付けられる。

以上のような具体的な方針は全国大会の方針においても主流となりつつあり、後の第二〇回全国大会で偏向と批判される。こうした方針の基礎には恐らく、すでに一九五九年の第七回府連大会の「一般活動方針案」に述べられている認識、すなわち部落差別の二つの側面(封建的側面と資本主義的側面)のうち戦後の民主的改革によって資本主義的側面が支配的になり、封建的側面は「部落解放運動の全体的エネルギーではなくなった。運動の力量を蓄積し、発展させる原動力としての役割を失っている」という認識があっただろう。

### ◆問われる部落観

しかし、部落問題(部落差別)あるいは部落解放運動の独自の意義を認めるかどうかは、ほんとうに身分か階級かの問題であったのだろうか。一九六〇年の西郡差別事件の方針については、同じ共産党の活動家のなかで、部落差別との闘いという意義を重視するか一般的な反ファシズム統一戦線と位置づけるかで意見の分岐があったという(故田中三郎の聞き取り)。こうした事実も、身分か階級かということでは説明できないように思う。

また実際、今日の国民融合論は、身分や民主主義を強調しながらも部落問題の独自の意義を否定する解消論(いわば民主主義的、あるいは市民主義的解消論)であった。とすれば、部落問題の独自の意義を認めるか否定するかは、身分か階級かにかかっているとすると従来の枠組みでは整理できないことになる。

むしろ問題は、冒頭に紹介したような「部落民という抽象的な人間は存在しない」という人間観、部落観にゆきつくのではないか。なるほど、部落の中には階級的にも階層的にもさまざまなものである。しかし同時に「部落民」という共通のアイデンティティがあることを、時代によってその内

容がかわっても無視しては、そもそも部落解放運動は成立しない。

いかに階級を強調しても、部落民あるいは部落差別の存在がリアルに意識されていけば、それ自体は解消論につながるものではない。逆に身分を強調するだけでは、部落差別の現実を意識していなければ、容易に解消論に陥ることになる。それはある意味で理屈というよりは、実感の領域に属するのかも知れないが。

しかしその違いは、決して小さくない。その微妙なところが、今は問われているのだろう。一口に労働者あるいは「国民」といっても、そこには女性も障害者も、アイヌ民族も、あるいは在日朝鮮人も外国人も、そして部落民もいるのであり、さまざまである。しかし、先の方針書を書いた活動家は、さまざまに願いや要求をもった多様な労働者がそこにいることに気付いていない。労働者とか「国民」という存在の具体的な姿が見えていなかった。部落民の顔が見えていないのである。見えていなかったからこそ、これまで労働運動も他の社会運動も、自らが内包する部落問題を十分意識することができなかったし、それゆえに部落解放運動が独自に闘いの課題を見いだして



## 各地区の部落史研究

向野地域産業と  
歴史研究会

きた。

これからの部落問題の解決の展望、あるいは啓発・教育のあり方を考えても、部落民であること・ないことの違いやその重さをふまえて議論していくことが大事になってきているように思う。近年の啓発の現場でよく聞く議論、他の差別には差別の根拠となる違いがあるが部落差別にはない、だから部落差別は特別で、なによりもまず解決しなければならぬ、とする議論には、どうも違和感を感じる。特別といえばすべての差別はそれぞれに特別なのである。議論は、意外なところに飛躍してしまっただが。

## ◆沿革と活動

一九八一年～一九九〇年

一九八三年は、向野の地に食肉産業の根が下ろされてから、ちょうど一〇〇年目になるので創業から現在に至る歴史を掘り起こし、一〇〇年史として編纂刊行しようとの計画が、地元食肉産業の指導的役割を負う人々と部落解放同盟向野支部の役員諸氏の間で樹立された。

この協力のため、殖生小学校、羽曳野中学校の教員も加わった。

この内容を構成するため、数少ない資料であったが、多面的な考察を加え、その歴史的輪郭もかなり明らかとなった。

特に、向野の食肉産業を支えた食肉行商の体験を古老からききとり、肉体的、精神的な苦難を乗り越えたその強靱な生の力に、今の向野の繁栄の基盤があることに、新たな感動を受けたのであった。

また、向野食肉産業の一つに「さいぼし」があるが、今も、家内工業によって維持されているが、私たちがそれを食するまでの日々の苦労は並々ならぬものであることも知った。

それは、原材料を輸入に頼り、味つけに独自の工夫がなされ、燻蒸は、くぬぎを燃料として、深夜、家の入口に設けられた炉によってなされるのである。寒夜、粉雪が舞う中で作業は、如何ばかり辛いことであろうと思ひ、あだやおろそかに食してはならないと改めて悟ったのである。

一〇〇年の間、そして今も続く食肉産業従事者のためまぬ努力に、国民の必須の栄養源を供給する人々の誇りさえ感じ、畏敬の思いを以て、編纂に従事したものであった。

この成果は、一九九〇年、『向野食肉産業百年史』(一〇〇余頁)と題し、刊行することができた。

一九八四年～一九八九年

一九八四年四月に、向野地域産業と歴史研究会を構成、事務局長に岡本次男を充て、一〇〇年史の編纂を進める核的役割を果たさしめた。

また同時に、向野の歴史を明らかにし、人びとの生活と文化の変遷を表した冊子の編纂刊行の役割も負うこととなった。

ここでは、一〇〇年史の研究を進めながら、地域の生活の歴史の実態、また、文化の進展など、資料の検討

活用を図るとともに、風俗面での掘り起こしを、主に、聞き取りによってまとめていった。

例えば、向野の守り子唄など、歌ってもらったのを書き取りながら、まとめていった。

そこには、親方に対し、その意識変革を迫るような辛辣なもの、

「くわい顔してにらんでいても

おちてくだける 鬼かわらけよ」

また、自らの悲しい運命を唄に托したものの、

「なんの因果で 子守り奉公出たか 家が貧しうて遊ぶ間がないよ」

更には、男女の情の機微を歌ったもの、

「むかし殿御に道で おうた時に

切れた花緒に 目をつけるよ」

こうした発掘により、学校にも行けず、読み書き算盤の能力を身につけ得なかつたであろう守り子達の心の瑞々しさを強く感じとったのであった。それは、正に文学そのものである。はなからうかと思つたのであった。

その他、聞き取りによって、仕事、生活、文化、諸行事、食文化などまとめ、一九八九年、『向野のれきしとせいかつ』(一〇〇余頁)と題して、冊子としての刊行を見たのであった。



◆ 今後の課題

- ・ 向野における未発掘の資料の発掘
- ・ かくされていた先人の偉業、実績の掘り起こし
- ・ 差別の歴史的事実の再記録と分析、さらに解放に向けての記録の

- 活用
- ・ 地域解放運動の現状と解放への展望

これらの視点を踏まえて、できれば、第一集を補完するものとしての第二集を編纂刊行したいと考えている。(事務局長・岡本次男)

図書紹介「被差別部落の民俗伝承 大阪」

ムラの風呂に生きる民俗の古層

松原右樹(大阪府立伯太高校)

ムラの共同風呂は、寺か、もしくはその近くにあり、風呂が沸くと、まず一番湯は寺の住職が入り、そのあとムラの人達が入ったという。何事も寺を中心に展開するムラの民俗生活を考えると、この共同風呂のつ意義はまことに大きい。実は戦前まで、ムラの人達を銭湯から排斥する差別が各地にあり、それへの対抗措置としてのムラ風呂が造られてきたという歴史がある。

しかし、寺と風呂との結びつきは、その歴史よりもっと古い形態を示していることは興味深い。元来、風呂は寺院に設けられる宗教的意義の強いものであり、同時に医療的意義をあわせもっていた。奈良時代にはすでに大寺院には温泉、湯屋とい

った浴室が設けられ、入浴という行為が、斎戒沐浴の禊ぎの習俗に根ざしながら、仏教的儀礼として昇華していたことがわかる。鎌倉時代以後に再建された東大寺、法隆寺、興福寺では、寺院の財力と僧侶の勧進によつて「湯屋」と称する大きな浴室が建造されており、また、中世の禅宗寺院でも「東司」(便所)とともに浴室が重視され、七堂伽藍の一つに数えられている。

ムラの共同風呂が、単に入浴するための場としてではなく、さまざまな情報の交換、あるいはちよつとした集会的な性格を帯びているが、中古・中世の風呂も多元的な機能をもっていた。「蜻蛉日記」や「源氏物語」などを見ても、寺詣りという

湯屋に籠もるのが楽しみで、病いや疲れを癒しているのである。湯(斎)によつて心身ともに再生する生命力が付与されると信じていたようだ。実際、生理的感受性の強い昔の人間にとつては、湯の薬効がはつきりと実感できたと思われる。

天皇も「御湯殿」(浴室)で神聖な秘儀を行っていたことが、「御湯殿上日記」でうかがえるが、フロはまさに宗教的神秘の湯けむりの立つ聖場であつた。

ムラの共同風呂においては、今なお宗教的古態を伝えているところが多い。「供養湯」「法楽湯」などと称し、その日一日ムラの風呂を七・八万円くらいで借り切り、亡き親の追善供養などのために、無料で開放する中世的風習を今も残しているわけである。

ムラの「法楽湯」の源流は、おそらく奈良時代の「施浴」にまでさかのぼることができよう。「施浴」とは、僧侶や非人、囚人らを入浴させる慈悲行で、そのような場にこそ、文殊菩薩や阿閼如来が出現されるとする宗教意識に基づくものである。なかでも光明皇后の奈良法華寺における「施浴」は有名で、「垢摺供養伝説」といわれている。これは、一二世紀

に流布した伝説で、皇后は湯室を建てて、千人の施浴をなすべく、人びとの垢摺りを行うが、最後の千人目に「癩者」が来た。皇后はその者の垢を摺り、体の膿を自らの口で吸い取ったところ、「癩者」は阿閼如来となり光明を発して空へ上つていった、という。最も輝かしい聖なる存在の化身であつたとする、伝統的な心意に裏打ちされた伝承がある。

一二世紀以後、大阪・渡辺別所の大湯屋をはじめ、各地の寺院・別所で、光明皇后伝説を地で行くように、貴賤上下、男女、貧富、浄不浄の別なく、施浴が盛んに行われた。それはまた、「湯施行」とも称され、五来重氏が紹介された「藤原実重作善日記」(延応元年・一二三九奥書)によると、実重は、伊勢、熊野、高野などでしばしば「千日湯施行」を行っている。それらはすべて死者の追善供養である。千日間、湯を施すことが、死者の罪を洗い流し後生を願う、作善行であつた。墓に水をかけた後、死者の着物に水を浴びせたりすることと同じく、死者の靈魂の浄化を願う心を、風呂にたくしたのである。寺にあるムラの風呂と「法楽湯」の習俗には、今なお民俗の古層が生きているといえよう。